

官報号外

平成二十四年三月十六日

○第一百八十回衆議院会議録第九号

平成二十四年三月十六日(金曜日)

議事日程 第六号

平成二十四年三月十六日

午後零時十分開議

第一 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るために雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るために雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

東日本大震災の被災者に対する援助のための法律案(法務委員長提出)
本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(法務委員長提出)
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るために雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
〔池田元久君登壇〕

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るために雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
〔本号末尾に掲載〕

〔吉田公一君登壇〕

吉田公一君 ただいま議題となりました現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るために雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔吉田公一君登壇〕

吉田公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法により五年間の期限法として制定され、以後、一度にわたり期限延長のための改正が行われました。

今日までの六十年間にわたる特殊土壤地帯対策事業の実施により、災害防除と農業振興の両面において改善がなされてきたところであります。

本案は、依然として厳しい現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の生活と雇用の安定を図るために必要な措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、有期労働契約が更新されなかつたことによる離職者等について、所定給付日数を倒産、解雇等による離職者と同様とする暫定措置の期限を、平成二十六年三月三十一日までの二年間延長すること、

第二に、有期労働契約が更新されなかつたことによる離職者と倒産、解雇等による離職者のうち再就職のための支援が特に必要な者について、所定給付日数を延長して基本手当を支給することができる暫定措置を平成二十六年三月三十一日までの二年間延長すること、

第三に、雇用調整助成金の支出に必要な額について、失業等給付の積立金を使用できる暫定措置の期間を、平成二十四年度及び平成二十五年度の二年延長することです。

本案は、去る三月八日本委員会に付託され、翌九日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、十四日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第です。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官 報 (号 外)

の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとするこ
と。

第二に、国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空き家の倒壊による危害の発生を防止するため、空き家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。（発言する者あり）

○議長(横路孝弘君) 静粛に願います。

は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取り組みが促進されるよう適切な配慮をするものとすること。

第四に、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が代行することができる期限を平成三十四年三月三十一日まで、また、特別豪雪

地帯における公立小中学校等の施設等に対する国

度まで、それぞれ延長すること、以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、本日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて成案と決定し、これを委員会は出去津案とするところである。

なお、本委員会におきまして、豪雪地帯対策の決したものであります。

充実強化に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
（さそり）はい、御も賛成うりませいか
す。（拍手）

〔議長（横路孝弘君）〕採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

平成二十四年三月十六日 衆議院会議録第九号

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

議長の報告

内閣委員	磯谷香代子君 空本誠喜君 中屋大介君 藤田憲彦君 渡辺浩一郎君 柿澤未途君	白石洋一君 竹田光明君 仁木博文君 山口和之君 竹田光明君 石森久嗣君 仁木博文君 江田憲司君 白石洋一君 小林正枝君 江田憲司君 白石洋一君 竹田光明君 中屋大介君 藤田憲彦君 渡辺浩一郎君 柿澤未途君
辞任	園田康博君 橋本博明君 福島伸享君 柿沼俊二君 湯原俊二君 小泉進次郎君 桑原功君 道休誠一郎君 山岡達丸君 橘慶一郎君	園田康博君 橋本博明君 福島伸享君 柿沼俊二君 湯原俊二君 小泉進次郎君 桑原功君 道休誠一郎君 山岡達丸君 橘慶一郎君
財務金融委員	大串博志君 平岡秀夫君 高邑勉君 宮島大典君	大串博志君 平岡秀夫君 高邑勉君 宮島大典君
厚生労働委員	相原史乃君 田中美絵子君	相原史乃君 田中美絵子君
補欠	大串博志君 平岡秀夫君 高邑勉君 宮島大典君	大串博志君 平岡秀夫君 高邑勉君 宮島大典君

平成二十四年三月十六日 衆議院会議録第九号

議長の報告

好一君

消費者問題に関する特別委員

辯任

補欠

（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）
一、昨十五日、議長において、次のとおり委員の
辯任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辯任

補欠

網屋 信介君

近藤 和也君

岡本 充功君

仁木 博文君

石井登志郎君

楠田 大藏君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

長尾 敏君

山口 浩君

川口 浩君

中川 治君

山口 和之君

山井 和則君

仁木 博文君

緒方林太郎君

山井 和則君

中川 治君

山口 和之君

山井 和則君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

長尾 敏君

山井 和則君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

長尾 敏君

山井 和則君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

仁木 博文君

谷田川 元君

辻 惠君

京野 公子君

網屋 信介君

岡本 充功君

る給与減額支給措置の影響額の平成二十四年度予算への反映に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中島政希君提出八ツ場ダム建設事業の基本計画に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出内閣総理大臣の日程管理に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉井英勝君提出三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出内閣府原子力委員会の小委員会が見解をまとめた「原子力発電所の使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルの在り方」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員塩川鉄也君提出国土交通省の八ツ場ダム治水効果の検証に関する質問に対する答弁書

平成二十四年二月二十八日提出

質問 第一〇四号

野田内閣の「売電目的の農地転用促進」政策に関する質問主意書

提出者 山本 拓

野田内閣の「売電目的の農地転用促進」政策に関する質問主意書

提出者 山本 拓

一 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」(平成二十四年二月十七日閣議決定)について、政府が作成している資料「農山漁村再生エネ法案における農林地所有権移転等促進事業について」に記載されている事例に「優良農地の所有者と耕作放棄地の所有者との間で土地の権利の移転を行うことにより、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要なまとまつた土地確保を図り……」があるが、この説明資料で記載している「優良農地の所有者と耕作放棄地の所有者との間で土地の権利の移転を行う」とは、優良農地の所有者に耕作放棄地を追加して集約させる事をやめて、優

良農地を耕作放棄地の所有者名義に変えて農地転用させ、平成二十二年三月三十日閣議決定した「食料・農業・農村基本計画(平成三十二年の農地面積四百六十一万ヘクタール)」をさらに減少させようとする方針転換を意味する。
1 この法案で再生エネルギー発電設備の整備のために何へクタール優良農地を無くすと予測しているのか。
2 本来、「農産物の消費の拡大のため食料以外の一次エネルギー等での利用促進、農産物の生産・加工に寄与する電気の発電装置」のための農地利用なら理解できるが、単なる売電の目的で農地転用(農地消滅)させ、しかも売電收入は、耕作放棄地者に得させる事が、何故、同法案の趣旨である農業の健全な発展になるのか。

3 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行は、今年の七月であり、電力会社の買取価格その他の条件等は長期的には不透明、政府として送電分離等電力会社の在り方を検討中に、売電目的に農地転用(農地消滅)する不透明な売電事業計画を農林水産省に推進させる野田総理の見解を求める。

4 平成二十三年三月十一日から半年後の平成二十三年九月に再度検証し改定した民主党政権の「不測時の食料安全保障マニュアル」に明記してある事項は、全国のすべての自治体と農業関係者が主役になるため、同マニュアルの実行シミュレーションは、不可欠である。速やかに野田内閣としての取組体制を明らかにして、全国の自治体、農業関係者等に周知を図るべきである。昨年三月十一日より半年後の九月に改定した「不測時の食料安全保障マニュアル」は、殆ど国民が知らない。「不測時の食料安全保障マニュアル」の重要性と必要性について政府の見解を求める。

5 今でも民主党HPで見ることのできる民主党の政策集2009には、食料自給率目標を十年後五十パーセント、二十年後六十パーセントとしていたが、野田内閣として、食料自給率六十分パーセント目標は維持するか。この簡単な質問に明快な yes の回答がなければ、民主党嘘つきリストにまた一つ追加となります。

6 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」(平成二十四年二月十七日閣議決定)について、「食料・農業・農村基本計画」と「不測時の食料安全保障マニュアル」を踏まえた野田内閣の「基本理念」を問う。右質問する。

衆議院議員山本拓君提出野田内閣の「売電目的の農地転用促進」政策に関する質問に対する答弁書

0 「レベル1」「レベル2」のうち、特に「レベル2」の政府の取組体制は、どのような体制になるのか、マニュアルに明記してある「国内における三要因」と「海外における五要因」について各要因別に野田内閣としての危機管理体制を国民に示せ。

1 この法案で再生エネルギー発電設備の整備2並びに六について

2 今通常国会に提出している「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」(以下「法案」という。)は、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たり、食料の供給や国土の保全等の農山漁村が有する重要な機能の發揮に支障を来すことがないよう、農地、林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電設備(法案第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の発電設備をいう。以下同じ。)の整備と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する等、農林漁業の健全な発電を促進し、農山漁村の活性化を図ることを目的とするものである。

3 法案に基づき、再生可能エネルギー発電設備の整備を行うために必要となる農地の面積については、当該整備を行う場所が農地に限られないこと、当該場所は必要な利用調整を経て個別具体的に選定されること等から、これを予測することは困難である。

4 また、「食料・農業・農村基本計画」(平成二十二年三月三十日閣議決定。以下「基本計画」といふ。)に定められた食料自給率の目標の達成のためには、農地への復元が可能な耕作放棄地を農業生産に用いることが必要であることから、法案の施行に際しては農山漁村において再生可能エネルギー発電設備の整備を行って、農地への復元が困難な耕作放棄地を優先的

三 平成二十三年三月十一日の想定外の事態を経験した半年後の平成二十三年九月に検証し改定した、同マニュアルに記載のある「食料の供給に影響を及ぼす不測の事態」の想定、「レベル

内閣衆質一八〇第一〇四号

平成二十四年三月九日

衆議院議長 横路 孝弘殿 野田 佳彦

にされたい。

七 右二から六における野田総理や閣僚らの沖縄訪問に要した費用総額がいくらに上るかを明らかにしたうえで、普天間飛行場の辺野古移設に向け、「沖縄の理解を得る」ために有益な支出であつたと考へるか、政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一八〇第一〇五号
平成二十四年三月九日

衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員照屋寛徳君提出野田総理や閣僚らの沖縄訪問に要した費用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出野田総理や閣僚らの沖縄訪問に要した費用等に関する質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣及び国務大臣が訪問等の用務のために移動する際の手段については、訪問日程や業務全般の状況等を勘案し判断している。

二について

平成二十四年二月二十六日及び二十七日の野田佳彦内閣総理大臣の沖縄訪問については、内閣官房から、齋藤謙介内閣官房副長官、竹嶽誠内閣官房副長官、千代幹也内閣広報官、手塚仁雄内閣総理大臣補佐官、長島昭久内閣総理大臣補佐官、金杉憲治内閣総理大臣秘書官、河井淳一内閣総理大臣秘書官、寺澤達也内閣総理大臣秘書官、前田哲内閣総理大臣秘書官、山下史雄内閣総理大臣秘書官、浦上健一朗内閣副参事官、八巻哲郎総理大臣官邸事務所秘書担当所長補佐、今福孝男秘書専門官、河野太秘書専門官、永山貴大秘書専門官、長谷川裕也秘書専門官、服部准秘書専門官、飯塚幸也広報専門官、篠田

篤広報専門職、丸山浩範広報専門職付主任、北岡ア矢内閣技官、徳永元秀内閣技官及び内閣技官一名(警備上の理由により氏名を明らかにすることは差し控えたいが、自動車運転業務に從事する者である)が、内閣府から、井上源三政官、梶谷裕司沖縄総合事務局長及び富澤誠同局

務省から、赤堀毅外務大臣秘書官事務取扱、竹内春久沖縄担当大使、鈴谷貴信沖縄事務所事務官、西牧久雄大臣官房外務報道官組織報道課上席専門官(当時)、井原康雄同課課長補佐、渡邊太郎同課事務官、伊原純一北美局長、河邊賢裕同局日米地位協定室長及び森田光枝同室課長補佐が随行した。当該沖縄訪問に要した総額は百二十万七千四百六十二円であり、このうち、

「移動費用」は八十三万六千三百六十円、「会食・会談費用」は十一万九千七十七円、「宿泊費用」は九万千円、その他の費用は十六万五千二百五円である。

三について

平成二十三年十月十八日から二十日までの玄葉光一郎外務大臣の沖縄訪問については、外務省から、赤堀毅外務大臣秘書官事務取扱、竹内春久沖縄担当大使、鈴谷貴信沖縄事務所事務官、西牧久雄大臣官房外務報道官組織報道課上席専門官(当時)、多賀信一同課課長補佐、沢井洋介同課事務官、富田浩司北米局審議官(当時)、鮎博行北米局日米地位協定室長(当時)、森田光枝同室課長補佐、上野裕大同室課長補佐及び道井継一郎国際法局条約課長が随行した。

当該沖縄訪問に要した総額は三百二十一万二千六百二十円であり、このうち、「移動費用」は百十萬三千四十円、「会食・会談費用」は百五十三万七千四百九十七円、「宿泊費用」は二十四万六千六百円、その他の費用は三十二万六千四百八十三円である。

平成二十三年十一月二十五日及び二十六日の玄葉光一郎外務大臣の沖縄訪問については、防衛省の九十四万八千五百四十四円、「会食・会談費用」は二十四万六千二百円、「宿泊費用」の二十四万六千二百円、その他の費用の十七万八千百円と合計

すると、その総額は約三百六十万円となる。

平成二十三年十一月十一日及び十二日の一川保夫前防衛大臣の沖縄訪問については、防衛省から、鎌田昭良大臣官房報道官(当時)、萬浪学地方協力局長、赤瀬正洋同局沖縄調整官、田中聰沖縄防衛局長(当時)、小西浩同局総務部総務官、森田治男同局企画部長、脇坂真一同部地方調整課長、濱元勉同課基地対策室長、城間盛良同課連絡調整室長、前田和秀同室連絡調整第

三係長及び島袋徳男同局企画部移設整備課長が随行した。当該沖縄訪問に要した総額は百三十万四百九円であり、このうち、「移動費用」は八十七万八千六百七十円、「会食・会談費用」は七万九千四百六十四円、「宿泊費用」は二十万五千五百円、その他の費用は十七万七千七十五円である。

平成二十三年十二月二日及び三日の一川保夫前防衛大臣の沖縄訪問については、防衛省から、鎌田昭良大臣官房報道官(当時)、萬浪学大臣官房秘書課秘書官事務取扱(当時)、西脇匡史同課課員、小山均大臣官房広報課報道室長、三浦滋同室室員、河野大輔同室室員、澤田孝海同室室員(当時)、黒江哲郎防衛政策局次長、真部朗地方協力局次長(当時)、赤瀬正洋同局沖縄調整官、柴山憲一同局沖縄調整官付部員、岩崎茂航空幕僚長(当時)、村田洋征航空幕僚監部総務部総務課課員(当時)、内倉浩昭航空幕僚監部防衛部防衛課長、田中聰沖縄防衛局長(当時)、小西浩同局総務部総務課長、島袋博同課企画係長、福地孝優喜同課事務官、森田治男同局企画部長、脇坂真一同部地方調整課長及び濱元勉同課基地対策室長が随行した。当該沖縄訪問について、自衛隊の航空機の運航に要した費用として、当該運航に使用したと見込まれる燃料の量に、運航した平成二十三年十月時点における燃料の納入単価を乗じて得た額である約二百十万元を用いた上で、当該費用を除いた「移動費用」

の九十九万八千五百四十四円、「会食・会談費用」は二十四万六千二百円、「宿泊費用」の二十四万六千二百円、その他の費用の十七万八千百円と合計

平成二十四年一月二十二日及び二十三日の田中直紀防衛大臣の沖縄訪問については、防衛省

から、金澤博範防衛事務次官、武田博史大臣官

官 報 (号 外)

房報道官、吉田孝弘大臣官房企画官(當時)、萬浪学大臣官房秘書課秘書官事務取扱(當時)、西脇匡史同課課員、田實博幸同課部員、竹内宏行之航空幕僚監部総務部総務課長、村田洋征同課課員(當時)、真部朗沖縄防衛局長、小西浩同局総務部総務課長、島袋博同課企画係長、福地孝沖繩調整官、岩崎茂航空幕僚長(當時)、遠藤智優喜同課事務官、池田欽吾同課報道室長及び森田治男同局企画部長が隨行した。当該沖縄訪問に要した総額は百六十万二千四百円であり、このうち、「移動費用」は百二十四万四千五十円、「会食・会談費用」は三万円、「宿泊費用」は二十七万三千百円、その他の費用は五万七千二百五十五円である。

臣秘書官事務取扱、清水治政策統括官(沖縄政策担当)(當時)、菊地隆一政策統括官(沖縄政策担当付参事官(総括担当)付広報専門官、佐藤英俊政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(総括担当付参事官補佐、古谷雅彦沖縄振興局総務課長、槌谷裕司沖縄総合事務局長、田中愛智朗同局総務部長(當時)、波平康同部総務課課長補佐、大城隆同課総務係長、富澤誠同課防災対策専門職及び大城建一郎同課調整広報係長が随行した。当該沖縄訪問に要した総額は八十万七千三百七十五円であり、このうち、「移動費用」は四十八万二千七百十円、「会食・会談費用」は二十万七千六百七十円、「宿泊費用」は六万九千四百円、その他の費用は四万七千五百九十五円である。

平成二十三年十一月十九日の川端達夫内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)の沖縄訪問については、内閣府から、中嶋護国務大臣・秘書官佐、大部沙絵子政策統括官(沖縄政策担当)付参事官取扱、河合正保政策統括官(沖縄政策担当付参事官(総括担当)、佐藤英俊政策統括官(沖縄政策担当付参事官(総括担当)付参事官補佐、大部沙絵子政策統括官(沖縄政策担当付参事官(総括担当)付企画調整第一担当主査、竹澤正明沖縄振興局長、槌谷裕司沖縄総合事務局長、田中愛智朗同局総務部長(當時)、波平康同部総務課課長補佐、大城隆同課総務係長、富澤誠同課防災対策専門職及び大城建一郎同課調整広報係長が随行した。当該沖縄訪問に要した総額は七十一万九千二百十二円であり、このうち、「移動費用」は四十六万六千四百三十九円、「会食・会談費用」は八万六千四百九十二円、「宿泊費用」は十二万三千九百円、その他の費用は四万二千三百九十四円である。

した総額が現在集計・精査中であり、現時点でお答えすることは困難であるが、三について述べた玄葉光一郎外務大臣の沖縄訪問に要した総額、四について述べた一川保夫前防衛大臣の沖縄訪問に要した総額、五について述べた田中直紀防衛大臣の沖縄訪問に要した総額及び六について述べた川端達夫内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)の沖縄訪問に要した総額の総計は、約千五百八円である。

二について述べた野田内閣総理大臣の沖縄訪問及び三についてから六についてまで述べた国務大臣の沖縄訪問は、必ずしも「普天間飛行場の辺野古移設」に向け、「沖縄の理解を得る」とのみを目的としたものではなく、それには、政府の考え方を引き続き沖縄の皆様に誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組む考えである。

いずれにせよ、普天間飛行場の移設については、政府の考え方を引き続き沖縄の皆様に誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組む考えである。

現政権に移行後、平成二十二年十月の行政刷新会議においては、継続検査を大幅に民間へ移管すべきなどの議論が行われ、同年十二月、独立行政法人を見直す基本方針が閣議決定したことを受け、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一體化することや指定整備率向上対策を検討することとしていた。

今後、早急に平成十一年に成立した独立行政法人人通則法の改正案を国会に提出し、新たな自動車検査独立行政法人や指定整備制度については、その原則を遵守し、事業者が受け入れ易く、受検者の安全性・利便性の向上に資するものでなければならないと考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 行政改革において、それぞれの法人等は、独立行政法人そのものの見直しが先決と聞くが、そのための独立行政法人通則法改正案を今国会に提出するのか、野田内閣の見解如何。

二 一に関連し、通則法改正案が成立した後、それぞれ法人の内容に着手することになるが、新たな自動車検査独立行政法人については、その内容及び方針は何時までに決定し、関連法案を国会に提出するのか、野田内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、昨年十月に行われた独立行政法人改革に関する分科会においての国土交通省の説明では、「検査法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化し、将来的には新法人人と軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討する」、「検査法人と交通安全環境研究所を統合し、新たな法人とする」、「新法人の業務・在り方の見直し、業務範囲の変更等を踏まえ、

検査手数料の在り方や水準を検討する」、「指定整備率を向上させ、独法の継続検査業務の民間への移管を検討する」としているが、それぞれの項目について、今後においても変わりなく進めていくのか、野田内閣の見解如何。

四 一・二・三に関連し、行政刷新会議は、昨年内までに結果を纏めるとしていたが、その後における進捗状況はどうになっているのか、野田内閣の見解如何。

五 平成十八年十月十七日付けの国土交通省の資料によると、指定整備の具体的な拡大策として、指定整備工場の指定要件のうち、工員数「五人以上」を「四人以上」に緩和し、その効果予測として、平成二十二年度において、指定整備工場数が約六千工場増加するとしていたが、その後における進捗状況はどうになっているのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一〇六号
平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出自動車検査独立行政法人の見直しに関する質問に対応する答弁書

〔別紙〕

一及び四について

政府においては、現行の独立行政法人の制度と自動車検査独立行政法人を含む全法人の組織の在り方を抜本的かつ一体的に見直し、講すべき措置を取りまとめた「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を、平成二十四年一月十九日に開催した第二十四回行政刷新会議

において決定するとともに、同月二十日に閣議決定したところであり、同基本方針を踏まえ、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出することとしている。

二について

お尋ねについては、「特別会計改革の基本方針」(平成二十四年一月二十四日閣議決定)に基づき、独立行政法人改革の結果を踏まえ、自動車検査・登録業務と独立行政法人の業務を一体化化するなど、更なる業務の効率化を含めた制度の在り方について平成二十四年度中に検討し、平成二十五年の通常国会に法案を提出することとしている。

三について

御指摘の項目については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成二十二年十二月七日閣議決定)及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成二十四年一月二十日閣議決定)を踏まえ、今後、必要な措置を講ずることとしている。

五について

御指摘の指定整備工場の指定要件については、大型車を取り扱う工場を除き、平成十九年四月一日に、指定に当たつて必要となる工員数を五人以上から四人以上に緩和したところである。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出自動車検査独立行政法人の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び四について

平成二十四年二月二十九日提出
質問 第一〇七号
給与臨時特例法による給与減額支給措置の影響額の平成二十四年度予算への反映に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員橋慶一郎君提出給与臨時特例法による給与減額支給措置の影響額の平成二十四年度度予算編成における質問主意書

一及び四について

政府においては、現行の独立行政法人の制度と自動車検査独立行政法人を含む全法人の組織の在り方を抜本的かつ一体的に見直し、講すべき措置を取りまとめた「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を、平成二十四年一月十九日に開催した第二十四回行政刷新会議

給与臨時特例法による給与減額支給措置の影響額の平成二十四年度予算への反映に関する質問主意書

本日、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（以下「給与臨時特例法案」といいう。）が参議院で可決成立したところだが、先に政府は内閣衆質一八〇第七九号において、「平成二十四年度予算編成における国家公務員の人件費の積算に当たっては、給与臨時特例法案による給与減額支給措置の影響額はその施行期日により変動するところ、平成二十四年度予算編成時点において、給与臨時特例法案の成立の見通しが必ずしも明らかではなく、正確な影響額の積算が困難であつたことから、その影響額を反映しなかつた」と答弁したところである。については、給与臨時特例法案が成立し、その施行期日も定まつた現時点において、内閣の方針を以下四項目にわたり質問する。

一 給与臨時特例法案による給与減額支給措置の正確な影響額の積算は、現時点では可能と考えるが、いかがか。また、その概算額を伺う。

二 一の金額は、平成二十四年度予算案の一般会計・特別会計を通じてどのような項目に反映させていく必要があるのか、伺う。

三 一の金額は、現在国会で審議中である平成二十四年度の予算案の歳入歳出に直ちに反映させるべきと考えるが、内閣の見解を伺う。

四 仮に、三の措置を取らない場合、内閣として取り得る措置を具体的に伺う。

右質問する。

一及び四について

平成二十四年度予算については、平成二十四年三月八日に衆議院で可決され、既に参議院に送付されていることから、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第五十九条ただし書の規定により、内閣が修正を行なうことはできない。

政府としては、平成二十四年度予算については、国会において一刻も早く御審議いただき、

は、国会において一刻も早く御審議いただき、

予算への反映に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出給与臨時特例法による給与減額支給措置の影響額の平成二十四年度予算への反映に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（以下「給与改定特例法」という。）による給与減額支給措置の影響額の平成二十四年度予算編成における質問に対する答弁書

額相当分については、同年度末の決算において不用として計上するか、あるいは、同年度内に補正予算が編成される場合には、補正予算において減額を行うこととしたい。

平成二十四年二月二十九日提出
質問 第一〇八号

八ツ場ダム建設事業の基本計画に関する質問
主意書

提出者 中島 政希

八ツ場ダム建設事業の基本計画に関する質問主意書

八ツ場ダム建設事業について本体工事費が平成二十四年度の予算案に計上されたが、その執行については、藤村修内閣官房長官裁定をクリアすることが必要であり、本体の着工時期は定まつてない。また、八ツ場ダム建設事業の基本計画について、これまで完成時期と総事業費の変更を繰り返してきており、今後、さらなる基本計画の変更が必要となると考えられる。

以上を踏まえ、八ツ場ダム建設事業の基本計画の今後の見通しと、それに付随する問題について、以下質問する。

一 八ツ場ダムの完成時期に関する前田武志国土交通大臣の答弁について

平成二十四年二月一日の衆議院予算委員会で、八ツ場ダムの完成時期に関する質問に対して、前田武志国土交通大臣は、「本体に着工してから、七年で完成すると想定されている」との答弁を行っている。一方、本体工事の予算執行は藤村修内閣官房長官の裁定の条件をクリアしてからであり、利根川水系河川整備計画の策定後のことである。河川整備計画の策定期間は未定とのことであるが、利根川という日本最大の流域を持つ水系の河川整備計画はかかるべき手順を踏めば、数年以上の年数を要し、八ツ

場ダム建設事業の基本計画が定める平成二十七

年度末よりも完成時期が延びると考えられる

が、政府の見解を示されたい。

二 付替鉄道の川原湯温泉新駅付近の用地買収について

八ツ場ダムの完成時期が遅れる他の理由として付替鉄道の完成の遅れがあると考えられる。

ダムサイト予定地を現在のJR吾妻線が通つて

いるため、ダム本体の本格的な工事を始める段階では、現在のJR吾妻線は廃止しておかなければならぬが、その前に付替鉄道が完成して

と考える。基本計画は今まで三回の変更が行われてきているため、第四回の変更となるが、その変更予定期はいつになるか、政府の見解を示されたい。

五 関係都県の基本計画に関する見解について

八ツ場ダム建設事業の完成時期の延長と総事業費増額に対しても、関係都県はこれまでの基本計画どおりの実施を求めている。「八ツ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第一回）」（平成二十三年九月十三日）において、東京都知事代理は、「ぜひ基本計画どおりの二十七年度完成というのを実現していただきたい」ということでございました。それから、この間の、いわば虚しく過ぎた二年間の検証の結果生じた金額以上の問題につきましては、これは国が責任を持つてしかるべきご努力をいただいて、全体の基本計画に定めた全体経費の中でしっかりと工事を完成させるという、この点についてもひとつよろしくお願いしたいといふふうに思っております」と述べています。さらに、他の県も検討の場及び幹事会で同様の主旨の発言を行つていて、以上について相違はないか。

六 関係都県からの基本計画変更の同意取り付けの見通しについて

八ツ場ダム建設事業の基本計画を変更する場合、特定多目的ダム法により、国土交通大臣は関係都県等に意見を聞かなければならず、同意の意見を得なければ変更することは困難である。完成時期の延長と総事業費の増額について、関係都県は五のとおり、これまでの基本計画どおりの実施を求めており、このような状態では、基本計画の変更は難しいと考えるが、基本計画の変更について関係都県から同意の意見を得る見通しがあるか、政府の見解を示されたい。

二 について

八ツ場ダム建設事業に係る東日本旅客鉄道株式会社吾妻線の付替鉄道に新たに設置される駅（以下「新駅」という。）及びその駅前広場について、用地買収が完了している面積は、平成二十一年十二月末時点において、約三千平方メートル

内閣質質一八〇第一〇八号

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員中島政希君提出八ツ場ダム建設事業の基本計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中島政希君提出八ツ場ダム建設事業の基本計画に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

ルである。未買収用地の面積、未買収用地の地権者数及び用地買収が完了する時期については、新駅及びその駅前広場の具体的な配置、規模等が確定しておらず、現時点で明確にお答えすることは困難である。

三の1について

平成二十三年十一月に国土交通省関東地方整備局が公表した「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」(以下「検討報告書」という)によれば、「点検後事業費」は、基本計画における「建設に要する費用の概算額」と比べて、約二十億七千万円下回る。「事業検証に伴う要素」としての「工事中断に伴う要素」及び「工期遅延(三年)に伴う要素」による増加額は、それぞれ約二億八千万円及び約五十二億五千万円であり、また、新たな指針の作成等に伴う要素としての「地すべり等の対策工」及び「代替地地区宅地及び付替道路等の公共施設から構成の対策工」の増加額は、それぞれ約百九億七千万円及び約十九億五千万円である。

三の2について
お尋ねの「増額要因」については、現時点で検討報告書に記載された要素以外には想定していない。

五について

お尋ねの「検討の場及び幹事会」における関係都県の出席者の発言については、国土交通省関東地方整備局のホームページにおいて公表している「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「検討の場(幹事会開催結果)」の議事録に記載されているとおりである。

平成二十四年二月二十九日提出
質問 第一〇九号

内閣総理大臣の日程管理に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

内閣総理大臣の日程管理に関する質問主意書

内閣衆質一八〇第一〇九号
平成二十四年三月九日

内閣総理大臣の日程を管理している部署
並びに責任者の官職氏名を明らかにされたい。

二 野田総理の日程の秘密保持について、どのような措置が取られているか。
三 野田総理の日程を知り得る立場にある者は、どの範囲に限られているか。

四 野田総理の日程を、三の者以外の外部に漏らした者に対して、どのような罰則が適用されるか。

五 一般に、一の者が、総理の日程について、一民間人等外部の者に相談をし、その内容を明かすことは認められるか。認められるのなら、それはどのような場合においてか。

六 本年二月二十六日から二十七日にかけ、野田総理は沖縄県を訪問した。右の沖縄訪問の日程に關し、野田総理の秘書官等が、政府部外の民間人に何らかの相談をし、事前に明らかにしたという事実はあるか。

七 今次野田総理が沖縄を訪問した際、浦添市にいて故末次一郎氏の像を視察していると承知するが、右日程はどのような理由、経緯により決められたのか説明されたい。

八 七の末次氏の像を視察することに關し、野田総理の秘書官等が政府部外の民間人に何らかの相談をし、事前に明らかにしたという事実はない。

九 七の末次氏の像を視察することに關し、野田総理の秘書官等から相談を受けた政府部外の民間人が、インターネットのブログ等で事前に明らかにしていたという事実はないか。政府として具体的に把握しているか。

十 九で事実があるなら、秘密保持のみならず総理の警護上問題があると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十四年二月二十九日提出
質問 第一〇九号

内閣総理大臣の日程管理に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

内閣総理大臣の日程管理に関する質問主意書

内閣衆質一八〇第一〇九号
平成二十四年三月九日

内閣総理大臣の日程を管理している部署
並びに責任者の官職氏名を明らかにされたい。

衆議院議員浅野貴博君提出内閣総理大臣の日程管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員浅野貴博君提出内閣総理大臣の日程管理に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣の日程を管理しているのは、内閣官房に置かれる内閣総理大臣秘書官であり、その氏名は太田充、金杉憲治、河井淳一、寺澤達也、前田哲、山下史雄及び吉田学である。

二から四までについて

内閣総理大臣の日程を知り得る立場にある者は、内閣総理大臣秘書官を始めとする総理大臣官邸のスタッフのほか、外部の者を含む当該日程に關わる関係者であるが、内閣総理大臣の公務が円滑に遂行されるよう、日程に關わる関係者を限定するなど必要な措置を講じている。また、内閣総理大臣の日程を関係者以外の者に漏らしたことことが国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)等に規定する守秘義務違反となる場合には、当該法令に規定する罰則の適用がある。

三三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

平成二十四年三月一日提出
質問 第一〇九号

三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

平成二十四年三月一日提出
質問 第一〇九号

内閣総理大臣の日程管理に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

は、政府として把握する立場にない。

七について
故末次一郎氏は民間の立場から沖縄の本土復帰に尽力された方であり、沖縄の苦難の歴史に改めて思いを致すため、政府部内における検討を経て、同氏の胸像の視察を決定したところである。

八について
三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

は、政府として把握する立場にない。

九について
故末次一郎氏は民間の立場から沖縄の本土復帰に尽力された方であり、沖縄の苦難の歴史に改めて思いを致すため、政府部内における検討を経て、同氏の胸像の視察を決定したところである。

十について
三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

は、政府として把握する立場にない。

十一について
故末次一郎氏は民間の立場から沖縄の本土復帰に尽力された方であり、沖縄の苦難の歴史に改めて思いを致すため、政府部内における検討を経て、同氏の胸像の視察を決定したところである。

十二について
三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書

(二) 三菱電機と、今回過大請求が判明した四社から過大請求があつたことについて、防衛省、内閣衛星情報センター、JAXA、NICTは、それぞれいつ頃から、どのような経緯を経て知るに至つたのか明らかにされたい。

(三) 三菱プレシジョン、三菱電機特機システム、三菱スペース・ソフトウエア、太洋無線は、それぞれのプレスリリースの中で、防衛省との契約において過大請求をしていることを述べているが、これら四社は防衛省の装備品以外に内閣衛星情報センターが運用する情報収集衛星に関する業務を受注していないのか。受注しているとすれば、受注金額はいくらで、内閣衛星情報センターは四社を過大請求の調査対象とはしないのか。

(四) 同様に右の四社はJAXAとNICTの業務を受注していないのか。受注しているとすれば、受注金額はいくらで、JAXAとNICTは四社を過大請求の調査対象とはしないのか。

(五) 既に過大請求額が判明し返還が行われた事案以外で、自衛隊の装備品や情報収集衛星、その他の宇宙開発関連の契約において、防衛省を始めその他の省庁や独立行政法人に対し、過大請求など「不適切な請求」が判明しているのは、現時点では三菱電機と右の四社以外にはない状況か。

(六) 前回答弁書において、「当該事業の中には業を実施することが困難である等、指名停止する答弁書（内閣衆質一八〇第二八号）以下、前々回答弁書と略）において、「三菱電機については、原則として随意契約の相手方とはしないこととしていることから、指名停止の措置及び競争参加資格の停止の措置は、実効性のある措置である」としている。前回答弁書においては、「契約の相手方が業務の一部を指名停止期間中の三菱電機に請け負わせることについては、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しない」としている。

しかし、これでは「やむを得ない事由」と認めさえすれば、三菱電機と他四社は防衛省等と随意契約により直接業務を請け負うことができ、また再委託の形であれば業務を請け負うことができる。これでは今回の指名停止は「実効性のある措置」とはいえないのではないか。

(七) 政府は二〇一一年度第四次補正予算により予算を増額して、当初は来年度の予定であつた情報収集衛星の開発を前倒しで行うことになった。三菱電機が現在履行中のもので、今後隨意契約により契約変更を行うものは何件あるか。

また、右の契約はすべて「やむを得ない事由」によるものなのか。「やむを得ない事由」に該当しないので、三菱電機には請け負わせないものは何件ほどになる見通しか。

(八) 右に指摘したような結果になるのは、実際には三菱電機しか当該業務を請け負うこと

(九) 防衛省は指名停止措置中の期間であつても、事實上、三菱電機しか当該業務を請け負うことができない装備品の契約は「やむを得ない事由がある」と認めて、三菱電機と随意契約によつて装備品を調達するのではないのか。「原則として随意契約の相手方はしないこととしている」以上、過大請求の調査が終了し過大な支払分の返還が行われるまでには、三菱電機および過大請求が発覚した三菱プレシジョンを始めとする子会社等への発注はやめるべきではないか。

(十) 前回答弁書において、防衛省は「過大請求があつた装備品に係る契約の中には、契約の解除を行つたものもある」と示している。契約を解除したもののは何で、契約相手と契約金額を示されたい。また、過大請求があつたことが判明したにもかかわらず、契約の解除を行わなかつたものは何で、その契約相手、金額、契約の解除を行わなかつた具体的な理由を示されたい。

(十一) 前々回答弁書において「防衛省に在籍し、退職後引き続き三菱電機に再就職した者は、「二〇〇〇年七月から現在までに百四十名」いて、前回答弁書においては「防衛省職員以外の国家公務員であつて退職後引き続き三菱電機に再就職したもの」は、法務省の職員等三名であることが示された。退職後に引き続き三菱電機に再就職した者の数は防衛省が圧倒的に多い。これは自衛隊の装備品の間に特別に密接な関係があることをうかがわせるものである。

これまで起きた公共事業の入札談合事件の背景には、工事等の発注先に再就職した元国家公務員の関与があつたことがたびたび指摘されている。同じように、防衛省や内閣衛星情報センター等への三菱電機とその子会社等合計五社による過大請求の背景には、防衛省退職者の関与があるのでないのか。

また、防衛省、内閣衛星情報センター、JAXA、NICTが行っている過大請求に関する事実関係の全容解明の調査では、元防衛省職員の三菱電機等への再就職者の関与も対象に入れるべきだと考えるが、対象にしていいのか。入れないとすればその理由は何か。

さらに、防衛省に在籍し、三菱プレシジョン、三菱電機特機システム、三菱スペース・ソフトウエア、太洋無線に再就職した者は、これまでにそれぞれ何人いて、四社それぞれから何人いると聞いているか。あわせて①氏名②退職時の官名と職級、③各社再就職時の役職名と職務内容は、それぞれ何で、四社からはそれぞれ何と聞いているか。

(十二) 内閣官房が提出した資料によれば、内閣衛星情報センターが「〇〇一年に発足してから昨年九月一日時点までの同センターへの各省厅からの出向者(併任者を含む)は、のべ六百三十三人である。そのうち防衛省(防衛庁当時含む)からの出向者は(同上)は百九十七人で、出向者全体の三割強を占めている。現在までの三人の歴代センター長については、二人が元・防衛省情報本部長、もう一人が元・航空自衛隊航空総隊司令官である。内閣衛星情報センターへの三菱電機他四社からの過大請求には、これら退職者や防衛省からの出向者の関与の可能性は全くないと考えているか。調査の対象としているのか。

(十三) 前回答弁書で「三菱電機の社員あるいは元

社員で、内閣衛星情報センターに採用され同センターを退職後に三菱電機に再就職した者が十七人、三菱電機退職後に同センターに採用され現在も在籍している者が八人いることが明らかとなつたが、これら三菱電機の社員あるいは元社員が今回の過大請求に関与している可能性は全くないと考えているか。調査の対象としているのか。

(十四) 前回答弁書で「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル」(SM-3ブロック2A)

の日米共同開発事業に三菱電機も参画していることが示されたが、三菱電機はどの部分を受け持っているのか。

(十五) 防衛省が四機で三百五十九億円の予算を

要求し、来年度導入を計画している次期戦闘機F35について、報道によれば一機当たりの価格は初年度調達分の約九十九億円から約百二十二億円に跳ね上がつているという。さらには、防衛省の徳地秀士経理装備局長は米国のケンダル国防次官代理宛に現時点で値上げされた場合に調達を中止する可能性は否定できない「日本企業による機体とエンジンの組み立て、部品製造について早期の実現を要請等の内容の書簡を送っている」という。一機当たり約九十九億円、四機で三百五十九億円の予算の積算根拠は何で、それがなぜ一機

当たり約百二十二億円に増えたのか。また、経理装備局長が米国に送った書簡の内容をすべて詳らかにされたい。

(十六) F35の生産には三菱電機も参画していると聞くが、どの部分を受け持つことになるのか。

内閣衆賀一八〇第一一〇号
平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

防衛省においては、三菱電機による過大請求について自ら調査を実施するとともに、三菱電機に対し、子会社等による過大請求を含めて調査を実施するよう要請していたところ、同月二十四日、三菱プレシジョン株式会社、三菱スペース・ソフトウエア株式会社、三菱電機特機システム株式会社及び太洋無線株式会社(以下「関係四社」という)それだから、防衛省との間で契約をまたいで工数の付け替えを行い、費用を実際よりも多く計上していた旨の報告を受けた。

内閣衛星情報センター、JAXA及びNICTは、関係四社と防衛省との間の契約で過大請求が行われていたことについて、防衛省の発表により知った。

(二)について

防衛省(平成十九年(二千七年)一月八日まで)は防衛廳。以下同じ。)及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成十五年(二千三年)九月までは宇宙開発事業団。以下「JAXA」という)は、平成二十三年(二千十一年秋)、部外者から、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」といふ。)がコストの水増しを行つてある旨の情報を入手し、JAXAは、その内容を内閣衛星情報センターに報告した。

(二)について

これまでに内閣衛星情報センター、JAXA又はNICTと関係四社との間で行われた情報収集衛星の開発等の事業に係る契約の契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲でお示しする。次のとおりである。

三菱プレシジョン株式会社 十九億五千七百三十五万七千五百円

三菱スペース・ソフトウエア株式会社 千三百万十五万円

三菱電機特機システム株式会社 百五十二万九千八百五十円

太平洋無線株式会社 零円
これまでにJAXAと関係四社との間で行われたJAXAの事業（情報収集衛星の開発等の事業を除く。）に係る契約の契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲でお示しすると、次のとおりである。

三菱ブレシジョン株式会社 三十二億四千四百一万三百九十九円

三菱スペース・ソフトウエア株式会社 五十億五千四百三十三万七千九百九十九円

三菱電機特機システム株式会社 三億四千三万四百九十九円

大洋無線株式会社 五百十萬三千円

これまでにNICTと関係四社との間で行われたNICTの事業（情報収集衛星の開発等の事業を除く。）に係る契約の契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲でお示しすると、次のとおりである。

三菱プレシジョン株式会社 二億四千九十五万一千七千九百九十九円

大洋無線株式会社 六億四千九十七万一千八百三十五円

三菱スペース・ソフトウエア株式会社 一億千四百七十八万七千五十五円

三菱電機システム株式会社 六億四千九百二十萬三千円

大洋無線株式会社 五百十萬三千円

これまでにNICTと関係四社との間で行われたNICTの事業（情報収集衛星の開発等の事業を除く。）に係る契約の契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲でお示しすると、次のとおりである。

三菱プレシジョン株式会社 二億四千九十五万一千七千九百九十九円

大洋無線株式会社 六億四千九十七万一千八百三十五円

大洋無線株式会社 零円

また、これらの契約については、関係四社による過大請求が行われたとは承知しておらず、現時点では、お尋ねのような調査を行う予定はない。

(三)について
お尋ねの「不適切な請求」について、現時点で確認できる範囲で判明しているものはない。

防衛省においては、指名停止期間中の三菱電機及び関係四社を指名競争入札及び一般競争入札に参加させず、また、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、随意契約の相手方とせず、とりである。

とせず、さらに、契約の相手方が業務の一部をいため、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしている。

内閣衛星情報センター、JAXA及びNICT

Tにおいては、指名停止等の措置の期間中の三菱電機を指名競争入札及び一般競争入札に参加させず、また、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、随意契約の相手方とせず、

さらに、その事業の委託を受けた事業者が三菱電機に再委託を行うことについても、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしている。

これらにより、他の事業者と異なり、指名停止等の措置の期間中の三菱電機や関係四社については、契約の相手方及び再委託先から最大限排除されていることから、指名停止等の措置は実効性があるものと考えている。

(五)及び(六)について
平成二十三年度(二千十一年度)第四次補正予算に計上した事業については、現在、国会において審議していただいているところであり、お尋ねの件数についてお答えすることは困難である。

十二年度予算に計上した事業については、現行の合計で二千七件、四千九百六十五億千四百八十八万七千五百九円であり、年度別では次のとおりである。なお、平成二十三年度(二千十一年度)に行われた契約の件数等については、現在集計中であり、お答えすることは困難である。

平成二十年度(二千八年度)から平成二十二年

度(二千十一年度)までの三年間に防衛省と三菱電機との間で行われた契約の件数及び契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲では、三年間

行っている。

平成二十年度(二千八年度)から平成二十二年

度(二千十一年度)までの三年間に防衛省と三菱電機との間で行われた契約の件数及び契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲では、三年間

行っている。

防衛省では、会計法(昭和三十二年法律第三十五号)第二十九条の三の規定等に従い、指名停止等の措置の期間中の三菱電機及び関係四社については、契約の相手方及び再委託先から最大限排除されていることから、指名停止等の措置は実効性があるものと考えている。

(八)について
お尋ねの契約が何を指しているのか必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げると、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第九十九条の二の規定により、競争に付しても入札者がいないときは、随意契約によることが可能であることされている。

(七)について
お尋ねの契約が何を指しているのか必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げると、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第九十九条の二の規定により、競争に付しても入札者がいないときは、随意契約によることが可能であることされている。

(八)について
防衛省では、会計法(昭和三十二年法律第三十五号)第二十九条の三の規定等に従い、指名停止等の措置の期間中の三菱電機及び関係四社については、契約の相手方及び再委託先から最大限排除されていることから、指名停止等の措置は実効性があるものと考えている。

防衛省では、自衛隊の装備品の調達を行っては、やむを得ない事由があると認められる場合に、指名停止期間中の三菱電機及び関係四社を随意契約の相手方とすることができる

こととしているが、その判断に当たっては、代替業者や代替品の有無について精査した上で、三菱電機又は関係四社との間で契約を行わなければ自衛隊の任務の遂行に重大な支障を生じると

思っている。

(九)について
防衛省では、自衛隊の装備品の調達を行っては、やむを得ない事由があると認められる場合に、指名停止期間中の三菱電機及び関係四社を随意契約の相手方とすることができる

こととしているが、その判断に当たっては、代替業者や代替品の有無について精査した上で、三菱電機又は関係四社との間で契約を行わなければ自衛隊の任務の遂行に重大な支障を生じると

思っている。

(十)について
お尋ねの「契約を解除したもの」については、網羅的にお答えすることは困難であるが、現時点で確認できる範囲で、(1)契約の件名、(2)契約の相手方、(3)契約金額をお示しすると、次のとおりである。

平成二十年度(二千八年度) 七百二件 千七百五十一億五千四百四十八万七千五百七十九円

平成二十一年度(二千九年度) 六百八十五件 二千八十八億五百四十六万三千三百四十四円

平成二十一年度(二千十一年度) 六百二十件

平成二十一年度(二千十一年度) 六百八十五件 二千九十五億五千四百五十三万八千五百九十九円

平成二十一年度(二千十一年度) 六百二十件

平成二十一年度(二千十一年度) 六百八十五件 二千九十五億五千四百五十三万八千五百九十九円

平成二十一年度(二千十一年度) 六百二十件

百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であります、年度別では、次のとおりである。

平成二十一年度(二千十一年度) 百四十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十五円

平成二十一年度(二千十一年度) 百十七件 三百四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行つても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したもの」は零件である。

平成二十一年度(二千十一年度) 百四十一億一千四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行つても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したもの」は零件である。

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であります、年度別では、次のとおりである。

平成二十一年度(二千十一年度) 百十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十五円

平成二十一年度(二千十一年度) 百十七件 三百四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行つても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したもの」は零件である。

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であります、年度別では、次のとおりである。

平成二十一年度(二千十一年度) 百四十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十五円

平成二十一年度(二千十一年度) 百十七件 三百四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行つても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したもの」は零件である。

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であります、年度別では、次のとおりである。

平成二十一年度(二千十一年度) 百四十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十五円

平成二十一年度(二千十一年度) 百十七件 三百四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行つても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したもの」は零件である。

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であります、年度別では、次のとおりである。

平成二十一年度(二千十一年度) 百四十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十五円

平成二十一年度(二千十一年度) 百十七件 三百四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行つても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したもの」は零件である。

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であります、年度別では、次のとおりである。

平成二十一年度(二千十一年度) 百四十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十五円

平成二十一年度(二千十一年度) 百十七件 三百四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行つても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したもの」は零件である。

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であります、年度別では、次のとおりである。

平成二十一年度(二千十一年度) 百四十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度(二千十一年度) 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十五円

M P、R O T A R Y 一品目	②山田洋行	③五 九百七十二万九千二百五十円	付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
①航空機部品(部隊整備及び定期修理用)P U	業員、フライトシミュレータ整備業務	①鶴丸弘實 ②第二十二整備補給隊付 ③従業員、	
M P、R O T A R Y 一品目	②山田洋行	③三 千七十四万四千円	①西田佑次 ②第二百十一教育航空隊付 ③嘱託、
①R I V E T 外四一品目	②山田洋行	③	①久富守男 ②第三対戦車ヘリコプター隊付 ③従業員、
七百十九万二千五百円	③	①笈川賢一 ②教育航空集團司令部幕僚長 ③嘱託、	
また、お尋ねの「契約の解除を行わなかつたもの」については、調査に膨大な作業をすることが等から、お答えすることは困難である。なお、これまでに行われた過大請求については、過払金の返納、防衛省の支払債務との相殺を含むのは、全て行われている。	③顧問、航空機搭載機器に関する運用面からの指導及び助言	①金田一拓 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、	
(十一)について	①齊藤元博 ②第二百三整備補給隊 ③嘱託、	①和仁恒二 ②陸上自衛隊航空学校付 ③嘱託、	
内閣衛星センター、防衛省、J A X A 及びN I C T では、これまでに三菱電機との間で行つた全ての契約を対象とし、これらの契約における過大請求に係る事実関係の全容の解明を図つているところであるが、現時点で、お尋ねの「防衛省退職者の関与」については確認されていない。	①井上次男 ②第八十三航空隊付 ③嘱託、	①飯嶋義夫 ②第七航空団付 ③嘱託、	
防衛省に在籍し、退職後引き続き関係四社に再就職した者は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十二条第三項の規定に基づく承認に係る関係書類によつて確認できる範囲では、平成十二年(二千零一年)七月から現在までに、三菱、ブレシジョン株式会社が百六名、三菱スペース・ソフトウエア株式会社が三名、三菱電機特機システム株式会社が四十名、太洋無線株式会社が五名であり、これらの者について、①氏名、②防衛省退職時の官職、③各社再就職時の役職名及び職務内容を会社別にお示しする所、次のとおりである。	①谷口昭次 ②第一整備補給隊付 ③嘱託、	①石井光義 ②第二整備補給隊付 ③従業員、	
三菱ブレシジョン株式会社	①藤川昭暢 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、	①道頭哲夫 ②大村航空基地隊付 ③嘱託、	
①平見賢一 ②第五航空團付 ③嘱託、フライ	①丁野秋利 ②第二百二整備補給隊付 ③従業員、	①福田満治 ②第一整備補給隊付 ③従業員、	
イトシミュレータ整備業務	①菅原政男 ②第四航空團付 ③嘱託、フライ	①梅井英世 ②第十三飛行教育団付 ③従業員、	
①酒井弘 ②第八航空團整備補給群裝備隊	イトシミュレータ整備業務	①札抜春光 ②第六航空団付 ③嘱託、フライ	
①鶴田泰然 ②第二十二整備補給隊付 ③嘱	①西村雄三 ②第三十一整備補給隊付 ③従業員、	①新田順三 ②第三十一整備補給隊付 ③嘱託、	
託、フライトシミュレータ整備業務	①西村雄三 ②第三十一整備補給隊付 ③従業員、	①山村孝 ②第二百十一教育航空隊付 ③従業員、	
及び助言	①田代幸司 ②第三航空隊付 ③嘱託、施設警備業務	①越智卓文 ②第一輸送航空隊付 ③嘱託、フライ	
①原口三喜夫 ②鹿屋航空基地隊付 ③嘱	①山代幸司 ②第三航空隊付 ③嘱託、施設警備業務	①山代幸司 ②第三航空隊付 ③嘱託、施設警備業務	
託、フライトシミュレータ整備業務	トシミュレータ整備業務	①石橋正憲 ②第十三飛行教育団付 ③従業員、	
①江原修平 ②航空救難団付 ③嘱託、フライ	トシミュレータ整備業務	①中谷利男 ②第二航空団付 ③嘱託、フライ	
イトシミュレータ整備業務	トシミュレータ整備業務	①坂井純一 ②第三十一整備補給隊付 ③嘱	
①進信幸 ②第八航空團付 ③嘱託、フライ	トシミュレータ整備業務	託、フライトシミュレータ整備業務	
託、航空機訓練装置等の維持整備に関する指導及び助言	トシミュレータ整備業務	①是松孝昭 ②航空自衛隊第一術科學校付 ③嘱託、	
①宮津澄義 ②飛行教育航空隊付 ③嘱託、	トシミュレータ整備業務	①海老原輝雄 ②第七航空団付 ③嘱託、フ	
フライトシミュレータ整備業務	トシミュレータ整備業務	①板垣和仁 ②北部方面航空隊付 ③嘱託、	
①村上侑 ②航空開発実験集團司令部監理監察官 ③顧問、航空機訓練装置の設計及び製造に関する運用面からの指導及び助言	トシミュレータ整備業務	①戸井正一 ②第二十一整備補給隊付 ③従業員、	
①中山佳教 ②西部方面航空隊付 ③嘱託、フライ	トシミュレータ整備業務	①伊勢春夫 ②第二十一整備補給隊付 ③従業員、	
イトシミュレータ整備業務	トシミュレータ整備業務	①松本喜敏 ②第八十三航空隊付 ③嘱託、	
①豊田福市 ②第二航空團付 ③嘱託、フライ	トシミュレータ整備業務	①戸井正一 ②第一整備補給隊付 ③従業員、	
イトシミュレータ整備業務	トシミュレータ整備業務	①猪又茂記 ②第五航空團付 ③嘱託、フライ	
イトシミュレータ整備業務	トシミュレータ整備業務	①猪又茂記 ②第五航空團付 ③嘱託、フライ	

官 報 (号 外)

(外) (号)	官報
員、電子機器保守整備業務	(1)神明賢二 (2)第三十一整備補給隊付 (3)從業員、電子機器保守整備業務務
①田端文男 (2)阪神基地隊付 (3)嘱託、定期点検及び現地整備支援業務	①山本幸博 (2)第八航空團付 (3)嘱託、定期点検及び現地整備支援業務
①秋山恭二 (2)第八十一航空隊付 (3)従業員、電子機器保守整備業務	①秋山恭二 (2)第八十一航空隊付 (3)従業員、電子機器保守整備業務
①寺山宣邦 (2)航空自衛隊幹部候補生学校付 (3)嘱託、保全に関する業務	①寺山宣邦 (2)第八航空團付 (3)従業員、電子機器保守整備業務
①川津諭 (2)航空中央業務隊付 (3)嘱託、防衛庁関連事業の企画及び支援業務	①川津諭 (2)航空中央業務隊付 (3)嘱託、防衛庁関連事業の企画及び支援業務
①渋谷準一 (2)陸上自衛隊北海道補給処付 (3)従業員、システム管理業務	①渋谷準一 (2)陸上自衛隊北海道補給処付 (3)従業員、システム管理業務
①森一由 (2)陸上自衛隊北海道補給処付 (3)従業員、システム管理業務	①森一由 (2)陸上自衛隊北海道補給処付 (3)従業員、システム管理業務
①藤原幸久 (2)第九十一航空隊付 (3)嘱託、電子機器の保守整備業務	①藤原幸久 (2)第九十一航空隊付 (3)嘱託、電子機器の保守整備業務
①本橋民夫 (2)航空自衛隊第三補給処付 (3)嘱託、航空自衛隊関連事業の企画及び支援業務	①本橋民夫 (2)航空自衛隊第三補給処付 (3)嘱託、航空自衛隊関連事業の企画及び支援業務
①村中良 (2)呂潜水艦基地隊付 (3)嘱託、電子機器の検査及び修理業務	①村中良 (2)呂潜水艦基地隊付 (3)嘱託、電子機器の検査及び修理業務
①石井洋 (2)第二航空團付 (3)嘱託、航空自衛隊関連事業の企画に関する指導及び助言	①石井洋 (2)第二航空團付 (3)嘱託、航空自衛隊関連事業の企画に関する指導及び助言
①古橋一男 (2)岩国航空基地隊付 (3)嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言	①古橋一男 (2)岩国航空基地隊付 (3)嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言
①竹田哲治 (2)第五航空團付 (3)嘱託、航空自衛隊関連事業に関する指導及び助言	①竹田哲治 (2)第五航空團付 (3)嘱託、航空自衛隊関連事業に関する指導及び助言
①佐藤修一 (2)航空自衛隊幹部学校付 (3)嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言	①佐藤修一 (2)航空自衛隊幹部学校付 (3)嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言
①楠元茂樹 (2)第五航空團付 (3)嘱託、ミサイエル定期点検関連業務	①楠元茂樹 (2)第五航空團付 (3)嘱託、ミサイエル定期点検関連業務
①林秀樹 (2)通信團本部付 (3)従業員、防衛省関連事業に関する指導及び助言	①林秀樹 (2)通信團本部付 (3)従業員、防衛省関連事業に関する指導及び助言
①松元和彦 (2)海上自衛隊東京業務隊付 (3)嘱託、防衛省関連事業に関する指導及び助言	①松元和彦 (2)海上自衛隊東京業務隊付 (3)嘱託、防衛省関連事業に関する指導及び助言

(十二)について	内閣衛星情報センターでは、これまでに三菱電機との間で行つた全ての契約を対象とし、これららの契約における過大請求に係る事実関係の全容の解説を図つているところであるが、現時点で、お尋ねの「関与」については確認されていない。
(十三)について	（十四）について
（十五）について	（十四）について
（十六）について	（十五）について
（十七）について	（十六）について

（十四）について	（十五）について
現時点で確認できる範囲では、三菱電機は、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発事業において、弾頭に係る試験で計測を行つていた。	現時点で確認できる範囲では、三菱電機は、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発事業において、弾頭に係る試験で計測を行つていた。
（十五）について	（十五）について
平成二十四年度（二千十二年度）予算に計上している次期戦闘機F-135Aの価格の積算根拠は、米国政府から提案された同機に係る価格情報である。	平成二十四年度（二千十二年度）予算に計上している次期戦闘機F-135Aの価格の積算根拠は、米国政府から提案された同機に係る価格情報である。
（十六）について	（十六）について

（十七）について	（十八）について
（十八）について	（十九）について
（十九）について	（二十）について
（二十）について	（二十一）について
（二十一）について	（二十二）について

の小委員会の見解に対し、国として具体的な考
えを国民に示すことが極めて重要と考える。

えを国民に示すことが極めて重要と考え

卷之三

一
今日本委員会は、めでた角は、い、日本は

田内閣の見解如何。

二、一に関連し、国は核燃料の再利用について

四〇

燃料を再処理せずに直接処分する方法とは、

高レヘルが身代房賣物の眞綱处处とあわせてどのように解釈すれば良いのか示されたい。また逆に、一緒に処分することが考えられるのか、野田内閣の見解如何。

一原子力発電所の事故に関する独立検証委員会が報告書を公表したが、その中で、当時の菅前首相をはじめ民主党政府首脳による現場への介入が、無用の混乱と危険の拡大を招いた可能性があると指摘している。政府民主党がこれまで的確な対応をしていない旨の内容からも、今回、内閣府原子力委員会の小委員会がまとめた見解を、的確に活用できるのか、国民は大きな不安を持っている。これについて政府は、どのように対応するのか、野田内閣の見解如何。

内閣衆質一八〇第一一二号
平成二十四年三月九日

衆議院議長 横路 孝弘殿 内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員木村太郎君提出内閣府原子力委員会の小委員会が見解をまとめた「原子力発電所の使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルの在り方」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員木村太郎君提出内閣府原子力委員会の小委員会が見解をまとめた「原子力発電所の使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルの在り方」に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

今後の核燃料サイクル政策の在り方に於いては、現在、原子力委員会において、核燃料サイクルの選択肢の提示に向けた議論を行つてゐるところである。御指摘の小委員会(以下単に「小委員会」という。)においては、当該議論に資するため、核燃料サイクルに係る技術の現状等について整理を行つてゐるが、小委員会として特定の見解をまとめるとはしないこととしている。また、エネルギー・環境会議においては、原子力委員会の提示する核燃料サイクルの選択肢も参考にしつつ、本年夏をめどに、今後の核燃料サイクル政策を含むエネルギー政策全般の在り方について「革新的エネルギー・環境戦略」を策定する予定である。

平成二十四年三月一日提出
質問第一一二二号

する質問主意書

提出者 塩川 鉄也

国土交通省の八ヶ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書

国土交通省の八ツ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書

野田内閣は、この検証結果に沿つて、八ツ場ダムの事業継続に舵を切つた。国民の願いを踏みにじるものと言わざるをえない。「報告書」の洪水調整の観点からの検討においても、「報告書」で行われた検証を評価する上で不可欠の数値が開示されないなど、そもそも、「事業継続は妥当」とした「報告書」の評価そのものが検証されなければならぬ。

一 「報告書」の洪水調整の検討では、八ツ場ダム案と八ツ場ダム以外の四案が比較されている。八ツ場ダム以外の案では、八ツ場ダムの洪水調節量を八ツ場ダムに替わって引き受ける代替施設が必要となる。八ツ場ダム以外の案では、それぞれ代替施設でどれだけの量の洪水調節を行うこととしているか。それぞれの洪水調節量を明らかにされたい。

二 八ツ場ダム案では、超過確率 $1/70 \sim 1/80$ に相当する $170000\text{m}^3/\text{s}$ (八斗島地点)のうち、 $30000\text{m}^3/\text{s}$ 程度を八斗島上流で、残りの $140000\text{m}^3/\text{s}$ 程度を八斗島下流で対応する案と承知するが、八ツ場ダム以外の四案は、それぞれ、八斗島上流と下流でそれぞれ何 m^3/s の洪水調節を行う治水対策案となつてゐるのか。それぞれの洪水調節量を八斗島上流と下流で調節を行うピーク流量(m^3/s)で明らかにされたい。

三 一及び二でそれぞれに明らかにされたそれぞれの代替施設での洪水調節量をどのように算出されたのか明らかにされたい。

四 「報告書」によれば、複数の治水対策案の検討は、表4-2-3に掲げられた8洪水により検討を行うこととされている。この8洪水は、八斗島地点の流量が洪水調節施設がない場合に $170000\text{m}^3/\text{s}$ となるように雨量の引き伸ばし(引き締め)が行われていると承知しているが、その引き伸ばし(引き締め)をおこなった雨量の超過確率は、それぞれ何／何(何ミリメートル)

五
ル／3日間)となるか。
 「報告書」4-2-2ページの※3では、表4-
 2-2の10洪水のうちS56・8・21洪水
 及びH19・9・5洪水の降雨波形について
 は、八斗島地点の流量を河川整備計画相当の目
 標流量である17000(m³/s)とするために
 は、超過確率が1/200(33.6ミリメート
 ル／3日間)となるために、今後8洪水により
 ハツ場ダムの検証における複数の治水対策案の
 検討をおこなうこととするとしているが、超過
 確率が1/200(33.6ミリメートル／3日
 間)を超えることが、なぜ、複数の治水対策案
 を検討するための洪水から外れる理由になるの
 が明らかにされたい。

画規模年超過確率の数値であるが、今回の検討では、河川整備計画相当の年超過確率 $1/7$ ～ $1/8$ が目標とされており、雨量の年超過確率が複数の治水対策案の検討をするための洪水の選定の根拠となるのであれば、年超過確率 $1/7$ ～ $1/8$ を超える雨量の洪水も検討対象洪水から除外されなければならないのではないか。年超過確率 $1/7$ ～ $1/8$ を超える雨量の洪水が表4-2-3の8洪水の中にあれば、今回の治水安全度 $1/7$ ～ $1/8$ を超える洪水を複数の治水対策案の検討をするための洪水に加えている理由を説明されたい。

七 「報告書」表4-2-3は、複数の治水対策案の検討を行うための8洪水の「洪水調節施設による洪水調節効果量」として、「洪水調節施設無し(A)」、「河道分担流量洪水調節施設全施設完成時(B)」、「八斗島地点上流の洪水調節量(C= A-B)」及び「洪水調節量の内訳」を明らかにしている。複数の治水対策案の検討を行うためには、八斗島上流の洪水調節施設のうち八ツ場ダムがない場合には、八斗島地点上流の洪水調節量がどうなっているかが明らかにされる。

官 報 (号 外)

方メートル (3) 每秒約零立方メートル
これらの計算結果は、平成二十三年九月に同省が公表した「利根川の基本高水の検証について」において構築した流出計算モデルを基本上に、群馬県が管理するダムの洪水調節効果等を見込めるように設定した流出計算モデルを用いた計算により得たものである。

八洪水について、洪水ごとに、①八斗島地点の流量が、洪水調節施設のない場合に毎秒一万七千立方メートルとなる降雨波形の八斗島地點上流域における流域平均三日雨量及び②その非毎年雨量標本について確率分布関数を指數分布として積率法による母数推定を行い作成した雨量確率図による年超過確率を示すと、次のとおりである。

昭和二十四年八月三十日から発生した洪水
①二百六十四ミリメートル ②二十分の一から五十分の一

昭和三十三年九月十六日から発生した洪水
①三百二十三ミリメートル ②十分の一から二十分の一

昭和三十四年八月十二日から発生した洪水
①三百二十九ミリメートル ②百分の一から二百分の一

昭和五十七年七月三十一日から発生した洪水
①三百三十ミリメートル ②百分の一から二百分の一

昭和五十七年九月十日から発生した洪水 ①二百八十九ミリメートル ②五十分の一から百分の一

分の
二

平成十年九月十四日から発生した洪水 ①二
百三十三ミリメートル ②十分の一から二十分

の一

五及び六について

ハツ場ダムの検証においては、ハ斗島地点における河川整備計画相当の目標流量を年超過確

率七十分の一から八十分の一に相当する毎秒一
万七千立方メートルとしている。利根川水系は

形や洪水規模によりダムの洪水調節効果が異なるため、昭和二十二年九月十三日から発生した

洪水、昭和二十三年九月十四日から発生した洪

水、昭和二十四年八月三十日から発生した津

昭和三十四年八月十二日から発生した洪水

水、昭和五十六年八月二十一日から発生した洪

水、昭和五十七年七月三十一日から発生した洪水、同年九月十日から発生した洪水、平成十一年

水 同年九月十日から発生した洪水 平成二年
九月十四日から発生した洪水及び平成十九年九

月五日から発生した洪水(以下「十洪水」とい

う。)を抽出し、八斗島地点における流量が、泄水調節施設のない場合に毎秒一万七千立方メートル

方言のない場合は毎秒一万七千立文字となる降雨波形による流出計算を行つたと

ころであり、十洪水の洪水ごとの八斗島地點上

流域における流域平均三日雨量の年超過確率については、七十分の一から八十分の一を上回る

ものも下回るものもある。

なお、十洪水のうち、昭和五十六年八月二十日

田から発生した洪水及び平成十九年九月五日

島地点における流量を河川整備計画相当の目標

流量である毎秒一万七千立方メートルとするた
る。

めには、ハ斗島地点上流域における流域平均年雨量の年超過確率が長期的な河川整備の最終

目標である利根川水系河川整備基本方針の計画

規模である二百分の一以上の雨量となるため、

議長の報告

八洪水により、ハツ場ダムの検証における複数の治水対策案の検討を行うこととしたものである。

五及び六について

ハツ場ダムの検証においては、八斗島地点における河川整備計画相当の目標流量を年超過確率七十分の一から八十分の一に相当する毎秒一万七千立方メートルとしている。利根川水系は流域面積が大きく、多くの支川を有し、降雨波形や洪水規模によりダムの洪水調節効果が異なるため、昭和二十二年九月十三日から発生した洪水、昭和二十三年九月十四日から発生した洪水、昭和二十四年八月三十日から発生した洪水、昭和三十三年九月十六日から発生した洪水、昭和三十四年八月十二日から発生した洪水、昭和五十六年八月二十一日から発生した洪水、昭和五十七年七月三十一日から発生した洪水、同年九月十日から発生した洪水、平成十年九月十四日から発生した洪水及び平成十九年九月五日から発生した洪水（以下「十洪水」という）を抽出し、八斗島地点における流量が、洪水調節施設のない場合に毎秒一万七千立方メートルとなる降雨波形による流出計算を行つたところであり、十洪水の洪水ごとの八斗島地点上流域における流域平均三日雨量の年超過確率については、七十分の一から八十分の一を上回るものも下回るものもある。

なお、十洪水のうち、昭和五十六年八月二十一日から発生した洪水及び平成十九年九月五日から発生した洪水の降雨波形については、八斗島地点における流量を河川整備計画相当の目標流量である毎秒一万七千立方メートルとするためには、八斗島地点上流域における流域平均三日雨量の年超過確率が長期的な河川整備の最終目標である利根川水系河川整備基本方針の計画規模である二百分の一以上の雨量となるため、

七について

ハツ場ダムの検証において、八斗島地点における河川整備計画相当の目標流量である毎秒一万七千立方メートルに対し、複数の治水対策案のうちハツ場ダムを含む案においてハツ場ダム以外の八斗島地点上流の洪水調節施設が全て完遂したと仮定した場合の、昭和三十四年八月十二日から発生した洪水の降雨波形による流出計算により算出した八斗島地点における流量は、毎秒約一万五千七百六十立方メートルである。

八洪水における御指摘の「八斗島上流の洪水調節施設のうちハツ場ダムがない場合」について、検討報告書の表四一「一三の「洪水名」ごとに、①「洪水調節施設無し（A）」、②「河道分担流量洪水調節施設全施設完成時（B）」、③「八斗島地点上流洪水調節量（C=A-B）」、④「吾妻川」の既設ダム、⑤「鳥川・神流川」の既設ダム、⑥「鳥川・神流川」の「鳥川調節池」、⑦「奥利根」の既設ダム及び⑧「奥利根」のダム再編」に対応する数値を示すと、次のとおりである。

昭和二十二年九月十三日 ①毎秒一万七千立方メートル ②毎秒約一万三千五百三十立方メートル ③毎秒約三千四百七十立方メートル ④毎秒約十立方メートル ⑤毎秒約七百七十立方メートル ⑥毎秒約八百三十立方メートル ⑦毎秒約千七百五十立方メートル ⑧毎秒約百十立方メートル

昭和二十三年九月十四日 ①毎秒一万七千立方メートル ②毎秒約一万三千四百八十立方メートル ③毎秒約三千五百二十立方メートル ④毎秒約十立方メートル ⑤毎秒約八百九十九立方メートル ⑥毎秒約二百五十立方メートル ⑦毎秒約二千百立方メートル ⑧毎秒約二百分の一以上の雨量となるため、

昭和二十四年八月三十日 ①毎秒一万七千立方メートル ②毎秒約一万五千百七十立方メートル ③毎秒約千八百三十立方メートル ④毎秒約五十立方メートル ⑤毎秒約四十立方メートル ⑥毎秒約三百立方メートル ⑦毎秒約千二百五十立方メートル ⑧毎秒約百九十五立方メートル

昭和三十三年九月十六日 ①毎秒一万七千立方メートル ②毎秒約一万二千八百五十立方メートル ③毎秒約四千五百五十立方メートル ④毎秒約三十立方メートル ⑤毎秒約千五百六十立方メートル ⑥毎秒約三百六十立方メートル ⑦毎秒約千九百九十立方メートル ⑧毎秒約三百十立方メートル

昭和三十四年八月十二日 ①毎秒一万七千立方メートル ②毎秒約一万五千七百六十立方メートル ③毎秒約一千二百四十五立方メートル ④毎秒約二十立方メートル ⑤毎秒約八十立方メートル ⑥毎秒約マイナス百四十立方メートル ⑦毎秒約千百九十五立方メートル ⑧毎秒約九十五立方メートル

昭和五十七年七月三十一日 ①毎秒一万七千立方メートル ②毎秒約一万三千九百八十五立方メートル ③毎秒約三千二十立方メートル ④毎秒約十立方メートル ⑤毎秒約九百九十五立方メートル ⑥毎秒約マイナス六十立方メートル ⑦毎秒約千九百六十立方メートル ⑧毎秒約百二十立方メートル

昭和五十七年九月十日 ①毎秒一万七千立方メートル ②毎秒約一万四千二百四十立方メートル ③毎秒約二千七百六十立方メートル ④毎秒約四十立方メートル ⑤毎秒約五百六十五立方メートル ⑥毎秒約マイナス百立方メートル ⑦毎秒約二千百十立方メートル ⑧毎秒約百五十立方メートル

平成十年九月十四日 ①毎秒一万七千立方メートル

メートル (2) 每秒約一万三千八百七十立方メートル (3) 每秒約三千百三十立方メートル (4) 每秒約四十立方メートル (5) 每秒約七百九十九立方メートル (6) 每秒約八百十立方メートル (7) 每秒約千三百六十立方メートル (8) 每秒約百三十メートル

八及び九について

ハッ場ダムの検証における複数の治水対策案のうちハッ場ダムを含まない案の検討に当たつては、八洪水のいずれにおいても、御指摘の「河道分担流量」を算出する方法に対応する数値から、 $14000 \text{ m}^3/\text{s}$ を差し引いた数値を「洪水調節量」とはしていない。

十について

お尋ねの「大体千立米ぐらい」との数値については、検討報告書の表四一二三の、八斗島地点における河川整備計画相当の目標流量である毎秒一万七千立方メートルに対する、八洪水の洪水ごとに算出したハッ場島地点におけるハッ場ダムの洪水調節効果量の平均値である、毎秒約千百七十六立方メートルを指している。

十一について

御指摘の「 $1800 \text{ m}^3/\text{s}$ 」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、「ハッ場ダムの洪水調節量」については、検討報告書の表四一二一三の「洪水調節量内訳」のうち、「吾妻川」の「ハッ場ダム」に、その算出方法及び条件については、検討報告書の四一二二及二十三ページに、それぞれ記載されている。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中島政希君提出「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問に対する答弁書 衆議院議員橋慶一郎君提出「郵政民営化法の評価」に対する質問に対する答弁書

「建設産業の再生と発展のための方策(二〇一)」の対策実施を求めることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出「國産リングの輸出」と課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出「餓死者対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出「國産リングの輸出に関する質問に対する答弁書

質問に対する答弁書

平成二十四年三月二日提出 質問第一一三号

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問主意書

提出者 中島 政希

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問主意書

民主党政権は「官僚丸投げ」の政治から、政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ」を第一原則にした民主党マニフェストに依拠して誕生した政権である。統く平成二十二年参議院選挙時の民主党マニフェストには「行政刷新」を第一の公約に掲げ、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を「層進ます」と謳つた。「できるだけダムにたよらない治水」は民主党政権が実現すべき政策であり、そのためには行政の意思形成過程のより一層の透明化が不可欠であると考える。

しかし、平成二十一年に国土交通大臣によって設置された諮問機関「今後の治水対策のあり方にに関する有識者会議」の運用実態を見ると、自由民主党政権下で平成十一年に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(以下、平成十一年閣議決定)で定められたことから、大きく後退していると言わざるを得ない。

平成十一年閣議決定は、「審議会等については、いわゆる隠れみになつてゐる」との認識に

立ち、平成十年に成立した中央省庁等改革基本法三十条「審議会等の整理及び合理化」に依拠している。基本法三十条における「審議会等」とは「国家行政組織法第八条に規定する合議制の機関」を意味するが、平成十一年閣議決定の「別紙4」には「懇談会等行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参考を求める会合であつて、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参考を求めることを予定しているもの」を含めており、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」はこれにあたる。「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」は、「審議会等の公開に係る措置に準ずるとされ、原則公開および「非公開とする場合には、その理由を明示する」ことが求められている。

以上を踏まえ、以下質問する。

一般に、閣議決定を履行する責任は誰が負うべきものであるか。

二、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の運営について

1、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議規約」によれば、「会議は原則として非公開で開催する」とあり、平成十一年閣議決定違反であると考へるが、政府の見解を示されたい。

2、同会議は、平成二十一年十二月に設置されて以来、一般傍聴を求める要請が度々行われてきたと聞く。これらの要請は(1)いつ、(2)どのように行われ、(3)誰がその対応を協議してきたか。(1)(2)(3)それぞれについて説明された。

3、2についての協議を行いう際、平成十一年閣議決定との整合性について勘案したか。

4、同会議を非公開とする理由を説明されたい。

三、平成二十四年二月二十二日に予定していた第二十二回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」について

1、一般傍聴を求める要請が前日までにあつたと聞く。(1)誰からの要請に対し、(2)どのように対応が協議され、非公開とされたか。(1)、(2)それぞれについて説明されたい。

2、平成二十四年二月二十二日には、議題となる石木ダム計画予定地の住民等が会議室を訪れたと聞く。(1)誰が、(2)どのように協議し、この対応を決定したか。(1)、(2)それぞれについて説明されたい。

3、審議結果によつては宅地、農地等が強制収用の対象となる可能性があるという切実な理由が、(1)どのような理由とは何か。政府の見解を説明されたい。

4、同会議の流会、延期等の方針について、(1)誰が、(2)どのような理由で決めたか。(1)、(2)それぞれについて説明されたい。

5、同会議の流会、延期等の方針について、出席委員たちには(1)誰が、(2)どのように告げたか。(3)その際、出席委員たちに理由を告げたか。(1)(2)(3)それぞれについて説明されたい。

6、委員の他、奥田建国土交通副大臣、津川祥吾国土交通大臣政務官が既に会議室に入室していたのにもかかわらず、流会が決定したこととは通常では考えられないことである。

(1)このことについて、臨席していた奥田建国土交通副大臣の考え方を説明されたい。

(2)同様に津川祥吾国土交通大臣政務官の考え方を説明されたい。

(3)同日の運営について、前田武志国土交通大臣の認識を説明されたい。

7、同会議の次第によれば、前田武志国土交通大臣は出席し、挨拶をする予定であったが、

開催時間における前田武志国土交通大臣の行動を明らかにされたい。

8 当日参集させたにもかかわらず、突然の流れにより解散させた①委員の氏名、②その諸謝金の取り扱いについて説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一一二三号

平成二十四年三月十三日

内閣總理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員中島政希君提出「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中島政希君提出「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問に対する答弁書

一について

閣議決定は、内閣の意思決定として内閣の統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はその決定に従つて職務を執行する責務を有する。

二の1及び3について

「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成十一年四月二十七日閣議決定。以下「基本的計画」という。)の別紙四「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」において、懇談会等行政運営上の会合については、審議会等の公開に係る措置に準ることとされており、基本的計画の別紙三「審議会等の運営に関する指針」において、会議又は議事録を速やかに公開することが原則とされている。「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」については、懇談会等行政運営上の会合に該当するが、議事録を公開しており、基本

的計画に違反するものではない。

二の2及び三の1について

御指摘の「一般傍聴」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点において把握している限りでは、有識者会議の公開について、

平成二十一年十二月一日付け、同月二十八日付け、平成二十二年一月六日付け、同月十四日付

れ、同年二月八日付け、平成二十三年四月二十六日付け、同年八月二十九日付け、平成二十四年二月二十一日付け、同年二月二十三日付け、同月二十六日付け及び同年三月一日付けの文書によ

り要望等があり、このうち、同年二月二十一日付けの文書は、水源開発問題全国連絡会からの有識者会議の公開を求める旨の要望であつたと承知している。有識者会議の公開については、有識者会議の座長(以下「座長」という。)が有識者会議の委員(以下「委員」という。)の意見を踏まえ定めており、要望への対応は座長に一任す

ることが委員の間で合意されていた。

二の4及び三の3について

有識者会議は、忌憚のない意見交換を行うた

めに原則として非公開で開催することとされて

いる。

なお、平成二十二年九月二十七日以降に開催された有識者会議については、座長が委員の意見を見踏まえ、報道関係者に公開することとしたところである。

三の2及び4について

平成二十四年二月二日提出

質問 第一一四号

今冬の豪雪を踏まえ「建設産業の再生と発展のための方策二〇一」の対策実施を求めることに関する質問主意書

提出者 橘慶一郎

今冬の豪雪を踏まえ「建設産業の再生と発展のための方策二〇一」の対策実施を求めることに関する質問主意書

本年一月から二月にかけての豪雪では、地域の建設企業の疲弊・減少により、道路の除排雪や屋根の雪下ろしなどの対応に苦慮する自治体が目立ってきており、平成二十三年六月二十三日に国土交通省が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策二〇一」(以下、「方策」という。)では、このような状況を認識し、その対策として別紙答弁書を送付する。

ますので、議論ができない状況であることから、本日の会議は中止とさせていただきます。」

と告げた。

三の6について

国土交通省としては、静穏な環境の下で会議を開催できなかつたことは、遺憾であると認識している。

三の7について

平成二十四年二月二十二日の有識者会議の開催予定時間には、前田国土交通大臣は、他の公務を行つていた。

三の8について

お尋ねの「解散させた①委員の氏名」の意味するところが必ずしも明らかではないが、委員の氏名については、国土交通省のホームページで公表している。また、諸謝金については、「謝金の標準支払基準」(平成二十一年七月一日各府省等申合せ)により処理することとしている。

三の9について

方策が提案する「地域維持型JV」(仮称)の具体的な仕組みを伺う。

三 方策が提案する「複数の種類や工区をまとめた契約単位」や「複数年の契約単位」など、「地域維持事業を括して発注する方式」や「地域維持型JV」の活用に向けた国土交通省の取り組みを伺う。

四 従業員の待機費用や除雪機械に係る固定的経費など、実態を踏まえた積算や精算方法を促す対策の姿勢を評価しつつ、国土交通省の取り組みを伺う。

五 地域において、建設業協会が支部単位で市町村と協定を締結する等、地域における豪雪や水害等の災害に備えて協力・連携する体制を構築する動きは望ましいものと考えるが、国土交通省の見解及び取り組みを伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一一四号

平成二十四年三月十三日

内閣總理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出今冬の豪雪を踏まえ

「建設産業の再生と発展のための方策二〇一」の対策実施を求めることに関する質問主意書

本年一月から二月にかけての豪雪では、地域の建設企業の疲弊・減少により、道路の除排雪や屋根の雪下ろしなどの対応に苦慮する自治体が目立ってきており、平成二十三年六月二十三日に国土交通省が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策二〇一」(以下、「方策」という。)では、このような状況を認識し、その対策として別紙答弁書を送付する。

「地域維持型の契約方式の導入」を掲げたところであります、その着実な推進を願う立場から、以下五項目にわたり質問する。

一 今冬の豪雪では、自治体に対し、地方整備局及び北海道開発局が保有する除雪機械を貸し出した事例があつたが、地方整備局等の除雪機械の貸出状況を伺う。また、地域における道路の除雪体制の構築に際し、問題となつている事柄について、国土交通省において把握されている内容を伺う。

二 方策が提案する「地域維持型JV」(仮称)の具体的な仕組みを伺う。

三 方策が提案する「複数の種類や工区をまとめた契約単位」や「複数年の契約単位」など、「地域維持事業を括して発注する方式」や「地域維持型JV」の活用に向けた国土交通省の取り組みを伺う。

四 従業員の待機費用や除雪機械に係る固定的経費など、実態を踏まえた積算や精算方法を促す対策の姿勢を評価しつつ、国土交通省の取り組みを伺う。

五 地域において、建設業協会が支部単位で市町村と協定を締結する等、地域における豪雪や水害等の災害に備えて協力・連携する体制を構築する動きは望ましいものと考えるが、国土交通省の見解及び取り組みを伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一一四号

平成二十四年三月十三日

内閣總理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出今冬の豪雪を踏まえ

「建設産業の再生と発展のための方策二〇一」の対策実施を求めることに関する質問主意書

本年一月から二月にかけての豪雪では、地域の建設企業の疲弊・減少により、道路の除排雪や屋根の雪下ろしなどの対応に苦慮する自治体が目立ってきており、平成二十三年六月二十三日に国土交通省が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策二〇一」(以下、「方策」という。)では、このような状況を認識し、その対策として別紙答弁書を送付する。

十二年度が三百六十三億四千六百五十万円、平成二十三年度が三百八十四億四百五十万円である。

四について

郵便は、郵便法（昭和二十二年法律第百六十号）等の規定に基づき郵便事業株式会社により全国あまねく公平に提供される信書を始めとする小型物品の送達業務であるが、ゆうメールは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定に基づき同社により提供される物品の送達業務のうち特に小型物品の送達を内容とする業務であり、郵便とは異なり、原則として信書を送達することはできないが、価格等の条件を個別に決定することが可能である。ゆうメールの取扱冊数が増加している要因については、同社から、大口利用者からの引受けが堅調に推移していることに加え、それ以外の利用者に対する営業活動を強化したことによるものと聞いている。

五について

お尋ねの「具体的な内容」としては、株式会社ゆうちょ銀行から、保有外国債券の残高が増加したことなどがあると聞いている。

六について

お尋ねの「要因」としては、株式会社ゆうちょ銀行からは、資金利益が増加したことなどがあると聞いており、また、株式会社かんぽ生命保険からは、いわゆる「逆ざや」が改善したことなどがあると聞いている。

最近でも、さいたま市に於いて、親子三人が餓死し、また立川市に於いては、母親が急死したと見られる中、障がいを持つた幼い子どもが餓死した状態で見つかった事例など、誠に残念でならないことがあると聞いており、また、株式会社かんぽ

生命保険からは、郵便局株式会社との連携による営業推進態勢を強化したことがあると聞いている。また、お尋ねの「今後の取り組み」について

では、両社から、今後、郵便局株式会社との連携強化等により、営業態勢の強化を図りながら収益向上のための施策と新規顧客の開拓に努めしていくと聞いている。

八について

御指摘の「日本郵政グループ」については、国民共有の財産として築き上げられた全国の郵便局を通じ、郵便、簡易な貯蓄・送金等及び簡易に利用できる生命保険のサービスを利用者本位の簡便な方法により一體的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにするとともに、こうしたユニバーサルサービスを下支えするための新規業務への進出を図ることにより、その経営基盤を強化し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを期待している。

平成二十四年三月二日提出
質問 第一一六号

餓死者対策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

内閣衆質一八〇第一一六号
平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出餓死者対策に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員木村太郎君提出餓死者対策に関する質問に對する答弁書

一について
平成二十二年人口動態統計によると、同年の食糧の不足による死亡者数は、三十六人である。年齢別では、三十歳代が三人、四十歳代が八人、五十歳代が九人、六十歳代が九人、七十歳代が四人、八十歳代が二人、不詳が一人であ

餓死者を少しでも防ぐため、地方自治体と連携した国としての対策は極めて重要と考える。従つて、次の事項について質問する。

一 政府は最近の餓死者が続出している状況をどのように分析しているのか。年齢別、男女別、都道府県別ではどのようなになつていてのか。更に、餓死に至つたと思われる要因を、どのように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

二 根底には雇用状況の悪化などに伴う貧困問題があると思われるが、国として餓死者の防止に具体的に、どのような対策を講じているのか、野田内閣の見解如何。

三 二に関連し、地域のコミュニティの確保や声掛けなどが大事であり、また民生委員・児童委員の活用なども大事と考えるが、地方自治体とタイアップして餓死者防止については、国が先導して務めるべきと考えるが、野田内閣の見解如何。

右質問する。
二及び三について
餓死を防止するためには、支援を必要とする住民の状況を地方公共団体が適切に把握し、必要な支援が行われなかつたことが要因の一つであると考えている。

そのため、政府としては、地方公共団体に対して、地方公共団体の福祉部局と電気事業者、ガス事業者等との連携の強化等を要請するとともに、地域福祉等推進特別支援事業等の実施により、地域での高齢者等に対する見守り活動や民生委員及び児童委員等の関係機関の連携等を支援し、先進的な取組を地方公共団体等に対して広く情報提供しているところであり、今後とも、これらの取組を進めたい。

平成二十四年三月五日提出
質問 第一一八号

国産リンゴの輸出に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

お尋ねの「要因」としては、株式会社ゆうちょ銀行からは、定期性預金の残高が引き続き減少している一方で流動性預金の残高が増加したことがあると聞いており、また、株式会社かんぽ

四十歳代から六十歳代までの死亡者数が多い。男女別では、男性が三十人、女性が六人で、男性の死亡者数が多い。都道府県別では、神奈川県が五人で最も多く、北海道及び兵庫県が三人、埼玉県、東京都、長野県、愛知県及び奈良県が二人、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、京都府、徳島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県が一人、不詳が一人である。

餓死に至る要因としては様々なことが考えられるが、御指摘のさいたま市及び立川市の事例については、支援を必要とする住民の状況を地方公共団体が適切に把握できず、必要な支援が行われなかつたことが要因の一つであると考えている。

餓死を防止するためには、支援を必要とする住民の状況を地方公共団体が適切に把握し、必要な支援が行われなかつたことが要因の一つであると考えている。

そのため、政府としては、地方公共団体に対して、地方公共団体の福祉部局と電気事業者、ガス事業者等との連携の強化等を要請するとともに、地域福祉等推進特別支援事業等の実施により、地域での高齢者等に対する見守り活動や民生委員及び児童委員等の関係機関の連携等を支援し、先進的な取組を地方公共団体等に対して広く情報提供しているところであり、今後とも、これらの取組を進めたい。

二及び三について
餓死を防止するためには、支援を必要とする住民の状況を地方公共団体が適切に把握し、必要な支援が行われなかつたことが要因の一つであると考えている。

そのため、政府としては、地方公共団体に対して、地方公共団体の福祉部局と電気事業者、ガス事業者等との連携の強化等を要請するとともに、地域福祉等推進特別支援事業等の実施により、地域での高齢者等に対する見守り活動や民生委員及び児童委員等の関係機関の連携等を支援し、先進的な取組を地方公共団体等に対して広く情報提供しているところであり、今後とも、これらの取組を進めたい。

月に輸出された国産リンゴは、最大の輸出先であ

議長の報告 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

る台湾向けを含め七百トンを切り、大前年同月と比べ九十パーセントも落ち込んだ。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、リンクゴも風評被害に苦しんできたが、生産地も含め関係機関の努力や台湾側の理解も進み、台湾向けリ

にどのようになつてゐるか、分析しているのか。
また、競合する中で、日本のリンゴの優位性を
どのように高め、輸出促進に努めていくのか、
野田内閣の見解如何。

への販売意欲が高まつたことなど、本件事故の影響以外の要因によるものと考えている。

んごについても、一についてで述べたとおり、輸出量が回復してきてることから、今後

りんごについても、一についてで述べたとおり、輸出量が回復してきていることから、今後とも、日本産りんごの海外における需要の拡大を目指し、その食味、大きさ等の品質の高さを訴求していく考えである。

二について
我が国からのりんごの輸出量は、財務省の「貿易統計」によると、昨年十月には対前年同月比で貿易統計によるものと考へてある。この貿易統計によると、本件事故への販賣意欲が高まつたことなど、本件事故の影響以外の要因によるものと考へてある。

りんごについても、一についてで述べたとおり、輸出量が回復してきていることから、今後とも、日本産りんごの海外における需要の拡大を目指し、その食味、大きさ等の品質の高さを訴求していく考えである。

小泉内閣のとき、私は農林水産大臣政務官の任にあつたが、その際農林水産省に輸出促進室を設け、日本産の農林水産物を海外に輸出し、攻めの農林水産業を展開することを目標に今日まで取り

内閣第百一八〇号
平成二十四年三月十三日

、去る十三日、内閣から、衆議院議員柿澤未途等に君提出郵政事業の関連法人の整理・見直し等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年四月三日までに答弁する旨の国会法第

このような中、青森県産リンゴの台湾向け輸出が、一つのお手本的な存在となっている。これらの努力が続いている局面において、近年青森

衆議院議員木村太郎君提出国産リンゴの輸出に関する質問に対する答弁書

した。

面、今回激減したことにしつかりとした対応をすることが極めて重要と考える。

「貿易統計」によると、東京電力株式会社福島第1原発の事故（以下「本件事故」という。）が発生した作年三月以降、減少傾向で推移

び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

官 報 (号 外)

三 青森県産リンゴを始め国産リンゴの輸出促進について、今後、国は具体的にどのような目標を立て、また、そのためにどのような策をもつて促進していくのか、野田内閣の具体的な見解如何。

四 日本周辺の国・地域において、日本産リンゴと競合している他国産リンゴの状況は、具体的

トンとなつてゐる。一方、本年一月の我が國から
のりんごの輸出量は、対前年同月比で約九十九
パーセント減少し約六百九十三トンとなつてお
り、うち台湾向けは対前年同月比で約九十パーセ
ント減少し約五百三十四トンとなつてゐる。
このような状況は、台湾の祝日である「春節」
が本年は昨年より十一日早い一月二十三日とな
り、贈答用の需要に対応するための輸出が十二
月に行われたこと、国内における本年一月のり
んごの卸売価格が対前年同月比で約四十パー
セント高かつたため、生産者団体等の国内の市場

食品輸出の拡大に向けて」を踏まえ、今後、生産者団体等とともに、「本件事故の影響への対応」、「ジャパン・ブランドとしての最適なマークティング体制の構築」等に取り組むこととしている。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条、第五条第一項及び第十条中「平成二十四年三月三十日」を「平成二十六年三月三十日」に改める。

三について
信は、今後とも努力していく考えてある

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

を擱けていた。農林水産省としては、同省が開催した農林水産物・食品輸出戦略検討会が昨年十一月二十五日に取りまとめた「農林水産物・

平成二十四年一月二十七日
内閣総理大臣 野田佳彦

食品輸出の拡大に向けて」を踏まえ、今後、生産者団体等とともに、「本件事故の影響への対応」、「ジャパン・ブランドとしての最適なマーケティング体制の構築」等に取り組むこととしている。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

四について
我が国からのりんごの主な輸出先である台湾において、日本産りんごと競合する米国産りんごの平成二十三年の輸入量は、台湾財政部の「海関進出口貿易統計」によると、対前年比で約三十パーセント増加している。一方、日本産りん

(雇用保険法の一部改正)
第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条 第五条第一項及び第十条中「平成二十四年三月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第一十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条の三第一項及び第二項中「及び平成二十三年度」を「から平成二十五年度まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険の基本手当の給付日数の延長等に関する暫定措置及び労働保険特別会計雇用勘定の積立金の特例等を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るために、雇用保険の基本手当の給付日数の延長等に関する暫定措置及び労働保険特別会計雇用勘定の積立金の特例等を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
本案は、依然として厳しい現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の生活と雇用の安定を図るために、その主な内容は次のとおりである。

- 雇用保険法の一部改正

(一) 有期労働契約が更新されなかつたことにによる離職者等について、所定給付日数を倒産、解雇等による離職者と倒産、解雇等による離職者の

措置の期限を、平成二十六年三月三十一日までの二年間延長すること。

(二) 有期労働契約が更新されなかつたことにによる離職者と倒産、解雇等による離職者の

<p>2 特別会計に関する法律の一部改正</p> <p>雇用調整助成金の支出に必要な額について、失業等給付の積立金を使用することができる暫定措置の期間を、平成二十四年度及び平成二十五年度の二年間延長すること。</p>	<p>3 施行期日</p> <p>この法律は、公布の日から施行すること。</p>	<p>2 特別会計に関する法律の一部改正</p> <p>雇用調整助成金の支出に必要な額について、失業等給付の積立金を使用することができる暫定措置の期間を、平成二十四年度及び平成二十五年度の二年間延長すること。</p>	<p>3 施行期日</p> <p>この法律は、公布の日から施行すること。</p>	<p>2 特別会計に関する法律の一部改正</p> <p>雇用調整助成金の支出に必要な額について、失業等給付の積立金を使用することができる暫定措置の期間を、平成二十四年度及び平成二十五年度の二年間延長すること。</p>
--	--	--	--	--

<p>三 本案施行に要する経費</p> <p>本案施行に要する経費として、平成二十四年度一般会計予算に約八十億円及び平成二十四年度労働保険特別会計予算に約六百億円が、それぞれ見込まれている。</p>	<p>右報告する。</p>	<p>三 本案施行に要する経費</p> <p>本案施行に要する経費として、平成二十四年度一般会計予算に約八十億円及び平成二十四年度労働保険特別会計予算に約六百億円が、それぞれ見込まれている。</p>	<p>右報告する。</p>	<p>三 本案施行に要する経費</p> <p>本案施行に要する経費として、平成二十四年度一般会計予算に約八十億円及び平成二十四年度労働保険特別会計予算に約六百億円が、それぞれ見込まれている。</p>
---	---------------	---	---------------	---

<p>三 雇用保険二事業について、更なる効率化・見直しにより不要不急な事業の廃止を行う等の財政の改善を図ること。</p>	<p>1 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日)</p>	<p>1 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日)</p>	<p>1 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日)</p>	<p>1 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日)</p>
--	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

<p>平成二十九年三月三十一日</p>	<p>特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>平成二十九年三月三十一日</p>	<p>特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を次のように改正する。</p>	<p>平成二十九年三月三十一日</p>
---------------------	---	---------------------	--	---------------------

官 報 (号 外)

ことを業とすることが法律により制限されている書類を除く)の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

ている書類を除く。)の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立て替えをすること。

おいて、当該報酬は、東日本大震災法律援助事業が被災者を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならず、かつ、当該償還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等

三経の仕事の三経の運営方で進行がござりまする間、猶予するものとしなければならない。

(長期借入金)

第四条 支援センターは、総合法律支援法第四十

法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務

大臣の認可を受けて、長期借入金をすることが

支援センターは、毎事業年度、長期借入金の
できる。

償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなけ

法務大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法

第十九条に規定する日本司法支援センター評価

委員会の意見を聴かなければならない。
(総合立派車支継法の適用)

（総合法律支援法の適用）

業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合

法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするま

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

1000

この法律及び東日本大震災の被災者に対
する援助のための日本司法支援センター

する據置のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成二十四年)

年法律第
号。以下「震災特例法」と

レジ。

平成二十四年三月十六日 衆議院会議録第九号

項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失效前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条(同条の表

第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失效前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者についてその資力の状況にかかわらず訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助の業務を行うものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十四年三月十六日

災害対策特別委員長 村井 宗明

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

法律

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の五を第十三条の八とし、第十三条の四を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の五を第十三条の八とし、第十三条の四を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に改める。

理由

豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯における除排雪の体制の整備、空家に係る除排雪等の管理の確保及び雪冷熱エネルギーの活用の促進を図ることも、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き十年間講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五億円の見込みである。

(空家に係る除排雪等の管理の確保)

において、積雪による空家(建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。)の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようするためには必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に改める。

官 報 (号 外)

平成二十四年三月十六日 衆議院会議録第九号

第一回
明治三十一年五月三日
郵便物認可日

発行所
二東京〒
独立行政法人
国
立印
刷局
二番四
四都
港區虎
門二
丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
一一〇円) 本
一部
一一一五
円